

R 7 必要書類等チェックリスト【福島市移住引越支援金】※両面

申請する前に、このチェックリストで必ず確認してください。

できるだけ、メール・郵送での申請にご協力をお願いします。

メールアドレス QR コード



添付書類(書面)をスキャナで読み取るか、スマートフォンやデジタルカメラ等で撮影し画像データや PDF データでご提出ください。(10MB を超えないようご注意ください。メールが届きません。)

◆必要な書類

チェック欄	必要書類・確認ポイント			
☐	福島市移住引越支援金交付申請書兼完了実績報告書兼請求書（第1号様式）			
☐	対象経費の領収書			
☐	対象経費の見積書または明細書等の写し ＜必要な情報＞ ☐ 支払金額が記載されているか ☐ 前住所地から現住所地に運んだことが記載されているか ☐ 申請する費用の内訳（その他附帯サービス：リサイクル料・物品購入費・家財処分代等）が記載されているか			
☐	転入世帯全員の住民票（福島市発行のもの）（発行日から3か月以内のもの）			
☐	申請者の戸籍の附票（本籍地の市町村で取得）（発行日から3か月以内のもの） ※直近1年間福島市に居住していないこと、転入前の住所地及び居住年数を証明する書類 ※本籍地の異動を行っている方は、転入前住所の記載があるかご確認ください			
☐	転入者全員の納税証明書（発行日から3か月以内のもの） （市町村税の滞納がないことを証明する書類） ☐ ① 8月末までに申請する方 ➡ 令和6年度の納税証明書 ☐ ② 9月以降に申請する方 ➡ 令和7年度の納税証明書 ＜注意事項＞ ■上記① 2024年（令和6年）1月1日 または ② 2025年（令和7年）1月1日 時点の住民登録地（市町村）で取得します。 ■滞納があるもの及び納付額が0円の納税証明書は添付書類として使用できません。 ＜福島市の場合＞「税関係証明書交付申請書」（水色） <table><tr><td>☒ 納税証明</td><td>どの税目をのせますか。 ☒ 課税されている税目すべて ☐ 市・県民税 ☐ 固定資産税 ☐ 国保税 ☐ 法人市民税 ☐ 軽自動車税</td><td>令和● 年度</td></tr></table> 課税されている税目すべてに✓してください。 ■課税がない方は、上記年度の非課税証明書等をご提出ください （課税がない18歳未満の方は不要）※裏面のフローチャートをご確認ください	☒ 納税証明	どの税目をのせますか。 ☒ 課税されている税目すべて ☐ 市・県民税 ☐ 固定資産税 ☐ 国保税 ☐ 法人市民税 ☐ 軽自動車税	令和● 年度
☒ 納税証明	どの税目をのせますか。 ☒ 課税されている税目すべて ☐ 市・県民税 ☐ 固定資産税 ☐ 国保税 ☐ 法人市民税 ☐ 軽自動車税	令和● 年度		
☐	申請者の通帳の写し または キャッシュカードの写し			
☐	（外国人転入者の場合）在留カードの写し（表・裏）			

転入した日から **6か月以内** に上記の書類を福島市定住交流課までご提出ください。
6か月以上経過した後、遡って申請することはできません。

<証明書の取得方法>

「住民票」

- ・ 福島市役所 市民課総合窓口 平日 8:30～17:15
- ・ 各支所、茂庭出張所 平日 8:30～17:15
- ・ 西口行政サービスコーナー（コラッセふくしま 1 階）
平日 9:00～19:00／土・日 9:00～17:30 まで ※祝日・年末年始は休み

※マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニ等でも取得可能です。
6:30～23:00（システムメンテナンス日を除く）

「戸籍の附票」

本籍地の市町村発行のもの

≪福島市が本籍地の場合≫

上記住民票と同様の場所で取得可能

≪他市町村が本籍地の場合≫

- ① 直接本籍地の窓口にて取得
- ② マイナンバーカードを使用しコンビニにて取得

※市町村によって発行可能な証明書が異なるため、本籍地がコンビニ交付サービスの提供をしているかご確認ください。

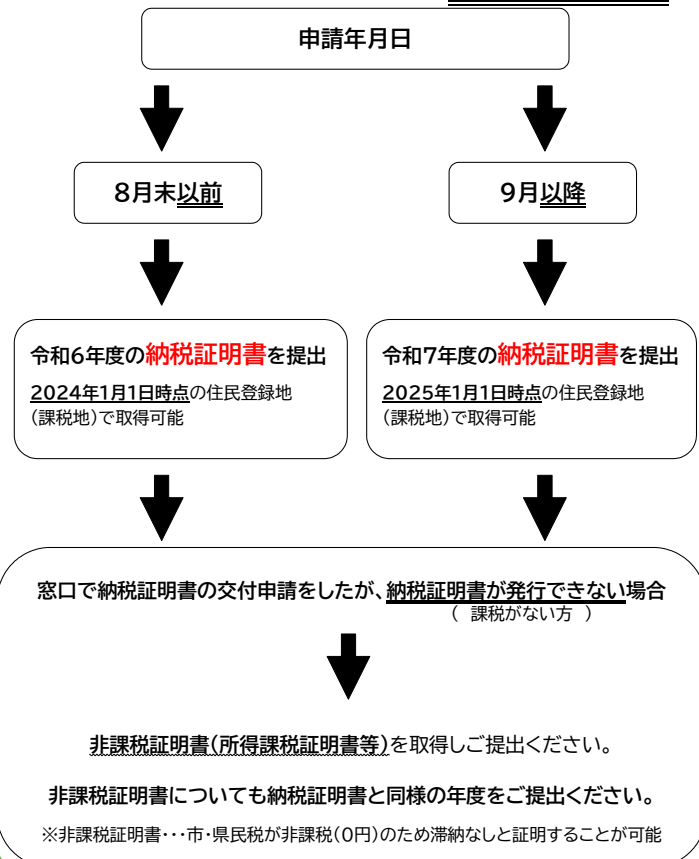
- ③ 本籍地に郵送請求にて取得

郵送での申請については各市町村の担当課にお問い合わせ下さい。

納税証明書

取得方法

下記1月1日時点の住民登録地にて ①市町村窓口で取得
②郵送請求し取得



※証明書の取得には各手数料がかかります。

※個人の事情によっては、このチェックリストに記載されているもののほかに、追加で書類の提出をお願いすることがあります。

※予算には限りがあり、年度途中で申請受付を終了することがあります。先着順となりますので、ご了承ください。